○**総務省令第三十九号**

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十四条、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二十条、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第十三条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三十八条、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十一条及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第十条の規定に基づき、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法第十二条第五項の認定法人が事業を実施する振興山村の区域」を「法第八条第七項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第一項の同意を得た同項に規定する山村振興計画に記載された同条第四項第一号に掲げる産業の振興のための施策を促進する区域（以下「産業振興施策促進区域」という。）」に、「当該法人に係る同条第一項の規定による認定が行われた日（以下「認定日」という。）」を「当該山村振興計画に記載された同項第四号に掲げる期間（以下「計画期間」という。）の初日」に、「〇・五〇」を「〇・四七」に、「〇・七四」を「〇・四九」に改める。

第二条を削る。

第三条第一号を次のように改める。

一　不動産取得税　計画期間の初日から平成二十九年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第十四条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合

イ　法第十四条に規定する地域資源を活用する製造業（産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。）　五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が五千万円を超える租税特別措置法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者にあっては千万円）以上のもの

ロ　法第十四条に規定する農林水産物等販売業（産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）　五百万円以上のもの

第三条第二号中「認定日」を「計画期間の初日」に改め、同条を第二条とする。

（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条　離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四　法第二条第一項の離島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地域以外の者に販売することを目的とする事業

第二条第一号イ中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同号イ(1)中「第二十八条の九第十二項」を「第二十八条の九第十三項」に改める。

（水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第三条　水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「平成四年四月一日以後」を「平成四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第四条　半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一　事業税　法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から平成二十九年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合

イ　法第十七条第一号又は第五号に掲げる事業　五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあっては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあっては二千万円とする。）以上のもの

ロ　法第十七条第二号から第四号までに掲げる事業（同条第四号に掲げる事業にあっては、法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第一号に掲げる計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。）　五百万円以上のもの

第一条第二号及び第三号中「公示日」を「計画期間の初日」に改める。